

令和8年度(2026年度)後期高齢者歯科口腔健康診査業務委託契約書

熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年熊本県後期高齢者医療広域連合条例第26号)第3条に基づき熊本県後期高齢者医療広域連合が実施する、後期高齢者医療歯科口腔健康診査(以下「高齢者歯科健診」という。)について、委託者 熊本市と受託者 ●●●との間に、次の条項により委託契約を締結する。

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この契約書及び仕様書に基づき、この契約を履行しなければならない。

2 受託者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に実施し、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。

(委託業務)

第2条 委託者が受託者に委託する業務の内容は、「別紙1 健診内容表」のとおりとする。

(業務委託料)

第3条 業務委託料は、受診者一人当たり_____円(消費税及び地方消費税を含む)とし、委託者は、次条に定める受診者の個人負担金を控除した額を受託者へ支払うものとする。

(受診者の個人負担金)

第4条 高齢者歯科健診の受診者は、個人負担金として400円を実施機関に支払うものとし、受託者はこれを受領する。

(対象者)

第5条 高齢者歯科健診は、後期高齢者医療制度の被保険者資格を有する者であることが確認できるもの(以下「被保険者証等」という。)及び委託者の発行する高齢者歯科健診受診券を提示した者を対象とし、年1回の受診とする。

2 受託者は、受診者が提示した被保険者証等及び高齢者歯科健診受診券の券面の内容を十分に確認のうえ実施するものとする。

(履行期間)

第6条 この契約の履行期間は、令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日までとする。

(契約保証金)

第7条 契約保証金は免除する。

(健康診査結果の通知等)

第8条 受託者は、高齢者歯科健診を終了後、直ちに高齢者歯科健診結果票及び指導票を作成し、受診者へ手渡し、結果説明を行うものとする。また、必要に応じて事後指導(ブラッシング、マッサージ、運動等)を行うとともに、治療行為が必要と判断される場合は受診勧奨を行う。

2 高齢者歯科健診結果票等の作成費用については、第3条に定める業務委託料に含むものとする。

(業務委託料の請求)

第9条 受託者は、高齢者歯科健診について実施後速やかに受診者に結果を説明した後に、遅滞なくその結果を取りまとめ、第3条の業務委託料から、第4条に定める受診者の個人負担金を差引いた金額（以下「請求額」という。）を、委託者の委託を受けて決済する熊本県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に請求するものとする。

（結果の報告）

第10条 前条における結果の取りまとめ及び国保連合会への送付は、国保連合会が提供する歯科健診システムにより作成される電子データを磁気媒体に格納のうえ、盤面に「歯科健診」と朱書きで明記し、併せて、健診機関番号、健診機関名称、提出年月日、媒体提出枚数等を直接記入のうえ、実施月の翌月5日までに送付（期限までに必着）するものとする。なお、送付の期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に当たる場合は、その翌日を期限とする。

2 前項に定める磁気媒体は、CD-R、DVD-R、FD、MOとする。

3 前2項に定める電子データ化に伴う費用及び健診結果の送付費用は、受託者が負担するものとする。

（委託料の支払い）

第11条 委託者は、受託者から第9条の規定に基づき請求があった場合は、その内容を点検し、適当と認めたときは、前条に定める請求に関わる電子データを受理した月の翌月末日（国保連合会が受理した日が6日から月末までのものは翌々月の末日。）を基本として、委託者と国保連合会との間で定める日に、受託者に国保連合会を通じて委託料を支払うものとする。

2 委託者及び国保連合会の点検の結果、その内容について問題がある場合は、国保連合会を通じて、実施機関に返戻を行うものとする。この場合において、既に受託者に支払われた委託料については、当該委託料を支払った委託者に対し受託者が有する委託料に係る債権との国保連合会を通じた調整、又は受託者から国保連合会を通じた返入による調整を行うことができるものとする。

3 受託者は前項の返戻を受けた場合において、再度第9条の方法により請求を行うことができる。

4 委託者は国保連合会を通じて委託料の支払いができない場合、受託者に直接支払うことができるものとする。

（再委託の禁止）

第12条 受託者は、この契約による業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、業務のうち主要でない部分について、あらかじめ委託者の承諾を受けた場合はこの限りではない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第13条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

（事故及び損害の責任と報告）

第14条 この契約による業務の実施により生じた事故及び損害については、委託者に故意又は重過失のない限り、受託者がその負担と責任において処理に当たるものとする。

2 受託者は、前項による事故及び損害が発生したとき又は発生が予想されるときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(不可抗力による損害)

第15条 委託者又は受託者は、予期することのできない自然災害等当事者のいずれの責めにも帰することのできない事由（以下「不可抗力」という。）によって履行の遅延その他の債務不履行が生じた場合であっても、善良な管理者としての注意をしたものと認められる場合には、その責任を負わない。この場合においては、その後の措置について双方協議するものとする。

2 受託者は、不可抗力により業務の履行に支障が生じたときは、速やかにその状況を委託者に報告したうえで、損害の発生又は拡大を防止するため必要な措置をとらなければならない。

3 委託者は、不可抗力により受託者の業務の履行が困難であると認められるときは、この契約を解除することができる。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第16条 受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合、受託者は、遅延日数に応じ、業務委託料にこの契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（以下「遅延利息の率」という。）を乗じて計算した額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 委託者の責めに帰すべき事由により、第11条の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを委託者に請求することができる。

3 前2項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(個人情報の保護)

第17条 受託者及び実施機関が当該業務を実施するにあたっては、高齢者歯科健診の記録の漏洩を防止するなど個人情報の保護に努めなければならない。

2 健診内容等の個人情報の取り扱いについては、「別紙2 個人情報の取扱いに関する特記事項」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月14日通知、同年5月30日適用）並びに「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」等に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記の事項やガイダンス等関係法令を遵守するものとする。

3 前2項の取り決めについては、受託者と実施機関との契約等において両者遵守するものとする。

(業務等の検査等)

第18条 委託者は、高齢者歯科健診の実施状況等の内容確認が必要なときは、受託者に対し業務実施状況等の照会、報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に立入検査をさせることができる。

2 委託者から前項の照会があった場合、受託者は、速やかに対応するものとする。

(契約の解除)

第19条 委託者又は受託者は、委託者又は受託者がこの契約に違反した場合は、この契約を解除できるものとする。

2 委託者は、受託者が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除できるものとする。

- (1) 役員等(法人にあつては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあつては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人にあつてはその者及びその者の支配人をいう。以下この号及び次条において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしたと認められるとき。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する等の行為をしていると認められるとき。
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(1)から(6)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (8) 受託者が(1)から(6)までのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合((7)に該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
- (9) その他前各号に準ずる事由があるとき。

(談合行為等に対する解除措置)

第20条 委託者は、前条第1項及び第2項に定めるもののほか、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受託者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条の排除措置命令を受け、かつ、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 受託者が、独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において準用する場合を含む。)の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、当該課徴金納付命令が確定したとき。
- (3) 受託者又はその役員等若しくはその使用人その他の従事者について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条(第3号を除く。)若しくは第95条第1項(第2号及び第3号を除く。)の刑が確定したとき。

(補則)

第21条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて、委託者と受託者とが協議して定める。

(特記事項)

第22条 この契約の効力は、契約書記載の契約日から生ずるものとする。

この契約成立の証として本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印のうえ、各自その1通

を保有する。

【電子契約の場合】（上記文言を本文に修正し、押印欄を削除する。）

この契約の成立の証として、本書の電磁記録を作成し、委託者及び受託者が電子署名のうえ、各自その電磁記録を補完する。

令和8年（2026年） 月 日

委託者 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市
熊本市長 大西一史 印

受託者 住所
商号又は名称
代表者職氏名 印

別紙 1

健診内容表

区 分	歯科健診		実施の有無
問 診	質問 (問診)		○
口腔内検査	歯の状況	現在歯、喪失歯の状態	○
	義歯の状況	義歯の使用	○
		清掃状況	○ ※1
		使用状況	○ ※1
		その他	△ ※1
		必要性	○ ※2
	臼歯部の咬合状態	現在歯時 (義歯取り外し時)	○
		義歯装着時	○ ※1
	口腔内衛生状況	プラーク	○ ※3
		食渣	○
		舌苔	○
		口臭	○
	口腔乾燥	乾燥状態	○
	粘膜の異常	粘膜異常	○
	歯周組織の状況	歯肉出血 (BOP)	○
		歯周ポケット (PD)	○
	口腔機能評価	1 秒間の発声回数 (オーラルゲイット・コネクス)	○
反復唾液嚥下テスト (RSST)		○	
指 導	健診結果の判定・説明		○
	口腔ケア (衛生) 指導		○
<p style="text-align: center;">○ : 必須項目 △ : 特記事項がある場合のみ</p> <p style="text-align: center;">※1 「義歯の使用」が「有り」の場合のみ</p> <p style="text-align: center;">※2 「義歯の使用」が「無し」の場合のみ</p> <p style="text-align: center;">※3 現存歯がある場合のみ</p>			

※健診票等の作成費用、健診結果通知費用、健診結果電子化・送付手数料は健診費に含むものとする。

別紙 2

個人情報の取扱いに関する特記事項

(基本的事項)

第1条 受託者は、個人情報（個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を秘密として保持しなければならない。第三者への提供、開示、漏えい等をしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(従業者への周知)

第3条 受託者は、この契約による業務に従事するものに対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関する必要な事項を周知するものとする。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第5条 受託者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止等のため、個人情報の管理について必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 受託者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を、委託者の承諾なしに、個人情報を取り扱う場所以外に持ち出してはならない。

(目的外使用及び第三者への提供の制限)

第6条 受託者は、委託者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に使用してはならないものとする。

(再委託の制限)

第7条 受託者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の取扱いを第三者に再委託してはならない。ただし、委託者が事前に承諾した場合はこの限りでない。

2 受託者は、前項ただし書の規定に基づき第三者に再委託をする場合は、再委託に係る個人情報の安全が図られるよう、再委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行うとともに、この特記事項で定められている受託者の義務と同等の義務を当該第三者に負わせなければならない。

(複写及び複製の禁止)

第8条 受託者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第9条 受託者は、この契約が終了したとき、又は解除されたときは、次に掲げる事項を履行しなければならない。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- (1) この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の全部を委託者に返還し、又は引き渡すこと。
- (2) この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の電子データをその記録媒体等から完全に消去し、又はその記録媒体等を適切に廃棄すること。
- (3) 委託者から前号の規定による消去及び廃棄の実施を証する書面の交付を求められた場合は、速やかにこれに応じること。

(実地調査)

第10条 委託者は、必要があると認めるときは、受託者がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第11条 受託者は、本特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従わなければならない。契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除)

第12条 委託者は、受託者がこの特記事項の規定に違反したときは、この契約を解除することができる。この場合において、受託者は、解除により自己に損害が生じた場合においても、委託者に対し損害の賠償その他一切の請求をすることができない。

(損害賠償)

第13条 委託者は、委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、個人情報等の漏えい等の事故が発生し、委託者に損害が生じたときは、受託者に対して損害賠償の請求ができるものとする。

(損害賠償額の予定)

第14条 受託者がこの特記事項の規定に違反した場合は、委託者は、損害の発生及び損害額の立証を要することなく、受託者に対して、委託金額の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として請求するものとする。この場合において、受託者は、委託者が指定する期日までに当該違約金を支払わなければならない。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額（直接委託者に生じた損害額に加え、委託者が支出した見舞金、訴訟費用、弁護士費用その他専門家に支払った費用を含むが、これに限られない。）が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、委託者がその超える分について受託者に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。